

## [改訂共通事項]

- ①文脈を整えるためや単なる誤字の修正については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ②以下の表では、改訂のあった項目についてのみ表示しています。
- ③HP掲載文書【コロナ禍を踏まえた監査役職務の留意点】は、2024年においてはコロナ禍前の社会に復帰しているという観点から廃止しました。リモート業務、リモート監査に関連する事項等一部を職務確認書本体に取り込んでいます。

## II. 業務監査に関する項目 II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査 p.10～p.11

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
		[確認事項] [説明] [参考] については、改訂なし。	
監査のツボ	<新設>	4)最近、企業では、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、重要な経営課題となっている。特に、上場会社においては、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」を経営方針・経営戦略との整合性を意識して記載しなければならない。 監査役としても、取締役会がこのテーマを重要な経営課題として掲げ、積極的に取り組んでいるか、注意する必要がある（コーポレートガバナンス・コード原則2-3、補充原則2-3①、令和5年1月31日改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」）。	サステナビリティを巡る課題は社会全般の関心事項となり、その課題への対応は企業の大きな課題となりつつあることから、[監査のツボ]に追加した。

## II. 業務監査に関する項目 II-5. 会社法に基づく内部統制監査 p.14～p.15

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 4. 内部通報制度が利用しやすいものになっていることを確認した。 <input type="checkbox"/> 5. 内部通報した者が不利益にならないように運営されていることを確認した。	<input type="checkbox"/> 4. 内部通報制度が公益通報者保護法の趣旨に沿って構築されていることを確認した。 <input type="checkbox"/> 5. 内部通報制度が従業員に周知され、内部通報した者が不利益にならないよう実効的に運用されていることを確認した。	内部通報制度がますます重要視されるようになり、監査役は、内部通報制度の適切な構築と、通報者保護を含めて実効的な運用状況とを確認することが重要であることから修正した。構築と運用を分けて確認することとした。

<p>説明</p>	<p>(5)内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。昨今、内部告発により不祥事が表面化し、大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である（公益通報者保護法）。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>原文〔説明〕(5)の趣旨を〔監査のツボ〕5)に移動し、原文〔監査のツボ〕3)の趣旨と統合し、〔監査のツボ〕3)とした。</p> <p>(5)2022年6月施行の改正公益通報者保護法では、常時使用する労働者が300人を超える事業者内部通報制度（公益通報体制）の整備及び公益通報対応業務従事者の設置を義務付けている。当該従事者には、刑事罰付きの守秘義務が課せられることになり、通報者と通報内容の保護を促進することが期待されている。常時使用する労働者が300人以下の事業者の場合、体制整備と対応業務従事者の設置は、法では努力義務としているが、対応業務従事者を設置した場合には、守秘義務が同様に課せられる（公益通報者保護法11・12）。</p> <p>(6)上場会社においては内部通報に係る適切な体制整備を行い、取締役会は、体制整備を実現するとともに、運用状況を監督することが求められている（コーポレートガバナンス・コード原則2-5・補充原則2-5①）。</p> <p>原文(6)(7)は、番号を順次繰り下げ、(7)(8)とする。</p>	<p>〔説明〕監査(5)の文意は、〔監査のツボ〕に記述すべき内容と判断した。</p> <p>〔確認事項〕□4□5．に対応させて改正公益通報者保護法による義務付け内容を簡潔に説明することとした。</p> <p>CGコードにおいても、従業員等ステークホルダーとの適切な協働事項のひとつとして内部通報制度に対する取締役会の関与を期待しているため、付記することとした。</p>
<p>監査のツボ</p>	<p>3) 内部通報制度は会社のリスクマネジメントであり、会社自身の自浄作用という重要な機能を果たすものであることを会社が従業員に周知することが必要である。</p>	<p>3) 内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。会社自身の自浄作用という重要な機能を果たす。内部告発により不祥事が表面化し大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。</p>	<p>原文〔説明〕(5)の趣旨を〔監査のツボ〕に移動し、原文〔監査のツボ〕3)の趣旨に統合させた文章とした。</p>

	2023 年版原文	2024 年版	理由・根拠
		[確認事項]については改訂なし	
説明	<p>(4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>、内部統制報告書等（金商 24・24 の 4 の 7・24 の 4 の 4 等）があり、上場規程に基づくものとして<u>決算短信</u>、コーポレート・ガバナンス報告書等（東証有価証券上場規程 404・419）がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合は適時開示をしなければならない（東証有価証券上場規程 402・403）。</p> <p>上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視・検証する必要がある。</p> <p>情報開示に関連して、インサイダー取引規制違反（金商 166）、フェア・ディスクロージャー・ルール違反（金商 27 の 36）を起こさないために、これらのルールが社内でも周知徹底されていることも重要である。</p>	<p>(4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、<u>半期報告書</u>、内部統制報告書等（金商 24・24 の 5・24 の 4 の 4 等）があり、上場規程に基づくものとして<u>四半期・通期決算短信</u>、コーポレート・ガバナンス報告書等（東証有価証券上場規程 404・419）がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合は適時開示をしなければならない（東証有価証券上場規程 402・403）。</p> <p>（以下、原文通り）</p> <p>【参考】東証有価証券上場規程（決算短信等） 第 404 条 上場会社は、<u>事業年度若しくは四半期累計期間</u>又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。 *「中間決算短信」は「第 2 四半期（中間期）決算短信」と呼称される（東証資料 2023 年 11 月 22 日 p.23）。</p>	<p>金商法（2023 年 11 月 20 日改正）により 2024 年 4 月 1 日以後、第 1・第 3 四半期報告書が廃止され、上場会社等の法的開示義務は、半期報告書と決算期有価証券報告書の開示となった。第 1 四半期・第 3 四半期の決算開示は、有価証券上場規程に基づく四半期決算短信に一本化される。これに伴う文言の修正を行った。</p>
参考	○内部統制システムに係る監査の実施基準 14 条 [財務報告内部統制に関する監査]	○日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」14 条 [財務報告内部統制に関する監査]	表記方法を文書内で定めている表記方法に統一修正した。
監査のツボ	<p>2)上場会社等が提出する有価証券報告書では、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項で会社の「監査の状況」について記載することを求めている。原案を取締役等が作成するとしても、監査役は、その内容が適切であることを確認する必要がある。主な記載事項は、次の通りとなっている（企業内容等の開示に関する内閣府令）。</p> <p>①「監査役監査の状況」では、監査役会の開催頻度、<u>主な検討事項</u>、出席状況、常勤監査役の活動等</p> <p>②「内部監査の状況」では、その組織状況、<u>監査役監査・会計監査との相互連携</u>、内部統制部門との関係等</p>	<p>2)上場会社等が提出する有価証券報告書では、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項で会社の「監査の状況」について、<u>具体的に、かつ分かりやすく</u>記載することを求めている。原案を取締役等が作成するとしても、監査役は、その内容が適切であることを確認する必要がある。主な記載事項は、次の通りとなっている（令和 5 年 1 月 31 日改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」）。</p> <p>①「監査役監査の状況」では、<u>監査役監査の組織・人員</u>、監査役会の開催頻度、<u>具体的な検討内容</u>、出席状況、常勤監査役の活動等</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令の改正（令和 5 年 1 月 31 日）内容を反映した。</p>

	<p>③「会計監査の状況」では、監査法人の継続監査期間、監査法人の選定・会計監査人の選任の理由(解任又は不再任の決定の方針を含む)、当該会社と連結子会社の監査報酬等の内容、報酬額決定の方針概要、監査役(会)の会計監査人の報酬等の同意の理由等</p>	<p>②「内部監査の状況」では、内部監査の組織・人員、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携、内部統制部門との関係、内部監査の実効性を確保するための取組(代表取締役、取締役会、監査役(会)に直接報告する仕組みを含む)等</p> <p>③ (原文のとおり)</p>	
--	--	--	--

II. 業務監査に関する項目      II-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員への対応      p. 17

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ]については改訂なし	
説明	<p>(1)財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針が定められ、一定の事項(買収防衛策を含む)が事業報告に記載されている場合、当該事項について監査役が監査報告に意見を記載する(会社規118三・129①六・130②二)。買収防衛策の内容については、取締役の保身や株主共同の利益を害する可能性があるときは、監査役は、企業価値の最大化を念頭に、取締役の善管注意義務・忠実義務違反がないか確認する必要がある。監査役は、買収防衛策について、経済産業省(平成20年6月公表、企業価値研究会報告書)等の指針を参考に、企業価値ないし株主共同の利益の確保や向上のために公正な判断をすることが求められている。</p> <p>(2)募集株式又は新株予約権の発行等が行われる場合、監査役は、取締役会の意思決定の過程・内容等を監査し、以下の対応を行う。</p> <p>①公開会社において、支配株主の異動を伴う募集株式等の発行が行われる場合、監査役は意見表明が求められ、株主に対する通知事項の中に、監査役の意見が記載される。10分の1以上の議決権を有する株主が反対すれば、株主総会での承認が必要となる。</p> <p>②上場会社等が、株式又は新株予約権等の第三者割当を行う場合、監査役は、有利発行該当性に関し検討し、金商法・上場規程等に従い意見を述べる。(以下、省略)</p>	<p>(1)財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針が定められ、一定の事項(買収防衛策を含む)が事業報告に記載されている場合、当該事項について監査役が監査報告に意見を記載する(会社規118三・129①六・130②二)。買収防衛策の内容については、取締役の保身や株主共同の利益を害する可能性があるときは、監査役は、企業価値の最大化を念頭に、取締役の善管注意義務・忠実義務違反がないか確認する必要がある。監査役は、買収防衛策について、経済産業省(令和5年8月公表「企業買収における行動指針」)等の指針を参考に、企業価値ないし株主共同の利益の確保や向上のために公正な判断をすることが求められている。</p> <p>(2)募集株式又は募集新株予約権の発行等が行われる場合、監査役は、取締役会の意思決定の過程・内容等を監査し、以下の対応を行う。</p> <p>①公開会社において、支配株主の異動を伴う募集株式等の発行が行われる場合、監査役は意見表明が求められ、株主に対する通知事項の中に、監査役の意見が記載される。10分の1以上の議決権を有する株主が反対すれば、株主総会での承認が必要となる(会社206の2・244の2、会社規42の2・55の2)。</p> <p>②上場会社等が、募集株式又は募集新株予約権等の第三者割当を行う場合、監査役は、有利発行該当性に関し検討し、金商法・上場規程等に従い意見を述べる。(以下、省略)</p>	<p>企業買収に関して、経産省から最新の指針の公表があったため、参考文献の表記を修正した。</p> <p>脱字の付記</p> <p>根拠となる会社法令条文番号を付記した。</p> <p>脱字の付記</p>

II. 業務監査に関する項目 II-9. 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実務） p. 19～p. 20

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] については改訂なし	
説明	<p>(7)監査項目については次のようなものが考えられ、往査実施後は速やかに監査調書を作成する。</p> <p>①法令等の遵守状況 ⇒ 下記の[参考] ○遵守すべき法令の例示 参照</p> <p>②内部統制システムの整備・運用状況</p> <p>③経営理念・方針の浸透状況、経営計画などの進捗状況</p> <p>④財産状況(金銭、有価証券、棚卸資産、固定資産など)の調査</p> <p>⑤取引の調査</p> <p>⑥情報管理状況の調査 等</p>	<p>(7)監査項目については次のようなものが考えられ、往査実施後は速やかに監査調書を作成する。</p> <p>①法令等の遵守状況 ⇒ 下記の[参考] ○遵守すべき法令の例示 参照</p> <p>②内部統制システムの整備・運用状況</p> <p>③経営理念・方針の浸透状況、経営計画などの進捗状況</p> <p>④財産状況(金銭、有価証券、棚卸資産、固定資産など)の調査</p> <p>⑤取引の調査</p> <p>⑥労務・安全管理の状況の調査</p> <p>⑦情報管理状況の調査 等</p>	<p>残業時間等の法令遵守状況、職場環境・安全管理状況の確認は重要であるため、往査調査事項の例示に追加した。</p>
監査のツボ	<p>5)監査役は、監査を実施したときは、監査役の監査の方法(実施日、監査対象、報告聴取・往査等)、監査結果、所見等を記載した文書(一般に「監査調書」という。)を作成する必要がある。実施した監査内容の記録となる。内容に会社の機密情報や内部告発の情報が含まれる場合、報告者を保護する観点から取扱いには十分注意しなければならないが、入手した情報は、必ず記録しておくことが望ましい。</p>	<p>5)監査役は、監査を実施したときは、監査役の監査の方法(実施日、監査対象、報告聴取・往査等)、監査結果、所見等を記載した文書(一般に「監査調書」という。)を作成する必要がある。実施した監査内容の記録となる。内容に会社の機密情報や内部告発の情報が含まれる場合、報告者を保護する観点から取扱いには十分注意しなければならないが、入手した情報は、必ず記録・保管(10年間)しておくことが望ましい。</p>	<p>監査調書は保管しておくことが望ましいことから追記した。 (役員の損害賠償責任の消滅時効期間から10年間を採用した)</p>

II. 業務監査に関する項目 II-11. 企業集団に関する監査 p. 22～p. 24

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
確認事項	<新設>	<p>□2. 企業集団の内部統制監査においては、不祥事等が親会社・企業集団に与える損害の大きさに応じて効率的かつ効果的に監査対象や監査項目等を決定している。</p> <p>原文□2. ～□7. は、順次番号を繰り下げ、□3. ～□8. とし、文章は原文のとおりとする。</p>	<p>子会社等の数が多い場合を含め、リスクに応じてメリハリのある監査を行う必要がある。監査役監査基準26条第2項では、「監査役は、子会社において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮して、……その職務を執行するよう努めるとともに、……」の記述があり参考とした。</p>

説明	<p>[親会社監査役による子会社調査権の行使]</p> <p>(1)親会社の監査役は、その職務を行うため、必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する(会社 381③)。ただし、子会社の監査は、あくまでも子会社の監査役が行う点に留意する。また、子会社は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる(会社 381④)。</p>	<p>[親会社監査役による子会社調査権の行使]</p> <p>(1)親会社の監査役は、その職務を行うため、必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する(会社 381③)。ただし、子会社の監査は、あくまでも子会社の監査役が行う点に留意する。なお、子会社は、例えば、親会社の不祥事に当該子会社に関係しないことが明らかである場合のように、監査役による報告徴求や調査が権限の濫用に該当する等の正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる(会社 381④)</p>	<p>子会社が親会社監査役による報告徴求や調査を拒否できる「正当な理由」はかなり限定されるため、例示を付記して明確にした。</p>
----	--	---	---

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ―2. 会計監査人設置会社の会計監査 p. 27～p. 28

	2023 年版原文	2024 年版	理由・根拠
		[確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし	
説明	<p>(2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目及び四半期レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する(会社 397)。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。</p>	<p>(2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する(会社 397)。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。</p>	<p>金商法(2023年11月20日改正)により2024年4月1日以後、第1・第3四半期報告書が廃止され、上場会社等の法的開示義務は、半期報告書と決算期有価証券報告書の開示となったことに伴う修正を行った。</p> <p>なお、監査方法の相当性判断において期末監査の報告を聴取することも必要なため、追記した。</p>

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ―3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 p. 28～p. 29

	2023 年版原文	2024 年版	理由・根拠
		[確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし	

説明	<新設>	(2)上場会社等の場合、日本公認会計士協会の「上場会社等監査人名簿」に登録された公認会計士又は監査法人を会計監査人として選任しなければならない。登録された「登録上場会社等監査人」は、上場会社等の財務書類に係る監査業務等を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制が整備されていると認定されている（金商 193 の 2、公認会計士法 34 の 34 の 2）。 原文(2)～(6)の番号を順次繰り下げ、(3)～(7)とする。	2023年4月1日施行の改正金融商品取引法及び改正公認会計士法に従い、その趣旨を追加記載した。
----	------	---	---

Ⅲ. 会計監査に関する項目      Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認      p. 29～p. 31

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
		[確認事項]については、改訂なし	
説明	<新設>	(9)日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（及びネットワーク・ファーム）が、当該会社（子会社等を含む）とアドバイザリー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする（日本公認会計士協会「倫理規則」R600.22 2022年7月25日最終改正）。監査役（会）は、事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。	監査法人等との非保証業務との締結において、日本公認会計士協会の「倫理規則」に、監査法人等から監査役にコミュニケーションを申し出る旨の規定が設けられたことについて、説明を新設した。
参考	○財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ [財務報告に係る内部統制の監査] (2019年12月6日)	○財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ [財務報告に係る内部統制の監査] (2023年4月7日改訂・2024年4月1日適用)	2023年に改訂版が公表されたため、修正した。
監査のツボ	2)日本公認会計士協会は、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・	2)日本公認会計士協会は、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・	従来の「違法行為への対応に関する指針」は、2022年7月25日改正の「倫理規則」にその趣旨を包含することになり、また、「違法行為への対応に関する指針」は廃止されたため、それに伴い修正をした。

監査のツボ	安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる（日本公認会計士協会「 <u>違法行為への対応に関する指針</u> 」2019年9月17日最終改正）。監査役（会）は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。	安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる（日本公認会計士協会「 <u>倫理規則</u> 」R360.13 2022年7月25日最終改正）。監査役（会）は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。	本文趣旨に変更はない。
-------	---	---	-------------

IV. 監査報告に関する項目

IV-2. 監査報告の作成・通知

p. 32～p. 33

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
		[確認事項] [説明] [参考]については、改訂なし	
監査のツボ	<新設>	1)直接訪問や実査による監査方法に加えて、オンライン面談、書類の電子化、映像による監査を行った場合、その旨を「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。	コロナ後においても、オンライン面談等が活用されている状況に鑑み、記載を追加した。

IV. 監査報告に関する項目

IV-3. 株主総会提出議案の調査 / 株主総会への報告・説明等

p. 33～p. 34

	2023年版原文	2024年版	理由・根拠
		[確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし	
説明	(4)株主総会において株主からの質問に対する説明を求められた場合には、監査役の説明責任を果たす観点から、 <u>議長</u> の指示に基づき説明をしないことに正当な理由がある場合を除き、十分な説明を尽くす事が必要である(会社 314、会社規 71)。尚、簡潔かつ丁寧に説明出来るように事前に準備する。	(4)株主総会において株主からの質問に対する説明を求められた場合には、監査役の説明責任を果たす観点から、説明をしないことに正当な理由がある場合を除き、 <u>議長</u> の指示に基づき十分な説明を尽くすことが必要である(会社 314、会社規 71)。なお、簡潔かつ丁寧に説明できるように事前に <u>想定問答等を準備</u> することも重要である。	原文の趣旨に鑑みて、「議長の指示に基づき」の表現位置を改めた。株主総会当日の質問対応だけでなく、事前に想定問答等を準備しておくべきことを付記した。

V. 監査役が対応すべきその他の項目

V-1. 取締役等の責任一部免除に関する事項

p. 34～p. 35

	2023 年版原文	2024 年版	理由・根拠
		[確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし	
説明	<p>(3)役員等が、その職務を行うに当たって、悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことになる(会社 429①)。</p> <p>また、取締役が計算書類や事業報告等に記載する重要な事項について虚偽記載をしたとき、あるいは、監査役等が監査報告に同様の虚偽記載をしたときなども第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(会社 429②)。ただし、当該行為をしたことについて注意を怠らなかつたことを自ら証明したときは、賠償責任を免れることができる。</p>	<p>(3)役員等が、その職務を行うに当たって、悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことになる(会社 429①)。</p> <p>また、取締役が計算書類や事業報告等に記載する重要な事項について虚偽記載をしたとき、あるいは、監査役等が監査報告に同様の虚偽記載をしたときなども第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該行為をしたことについて注意を怠らなかつたことを自ら証明したときは、賠償責任を免れることができる(会社 429②)。</p>	<p>「また、」以下の文章は、「ただし、」以下を含めて会社法 429 条第 2 項の条文なので、根拠法令(会社 429②)の記載位置を変更した。</p>

V. 監査役が対応すべきその他の項目

V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求への監査役の対応

p. 35～p. 36

	2023 年版原文	2024 年版	理由・根拠
		[確認事項] [説明] [監査のツボ]については改訂なし	
参考	<p>○監査役監査基準 54 条[株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知]、55 条(株主代表訴訟における補助参加の同意)、56 条(会社が原告となる責任追及訴訟における和解)、57 条(株主代表訴訟における和解に対する異議の判断)、58 条[多重代表訴訟等における取扱い]</p>	<p>○監査役監査基準 52 条[取締役と会社間の訴えの代表]を追加する。併せて各条文の小見出しに付した( )は、[ ]に統一修正する。</p>	<p>説明(1)に関連する監査基準として追加した。</p>